

## 令和6年度(2024年度)年間監査計画

### 1 基本方針

本計画は、「八王子市監査基準」、「八王子市監査基準実施細目」及び「定期監査及び財政援助団体等監査実施方針」に基づくとともに、次の観点を十分に考慮するものとする。

#### (1) 経済性、有効性等の視点の重視

本市の事務事業について正確性、合规性はもとより経済性、効率性、有効性を重視して監査を行う。

#### (2) 市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行う。

また、監査等の結果は、より分かりやすい内容を心掛け、インターネットの活用等により、より早く、かつ、過去の監査結果も含め、市民がより身近に情報に触れることができる環境づくりに努め、市民への説明責任を果たす。

#### (3) 改善につながる監査結果等の共有

監査結果とそれを受けて各部局等が行う改善措置について、リスクの軽減や同様の事例の発生を防ぐため、多様な手法を用いて庁内での情報共有を図る。

#### (4) 監査の実効性の確保

監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

#### (5) 事務局職員の人材育成

本計画を確実に進めていくため、補助機関である監査事務局職員が専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めるよう指導する。

### 2 本年度実施監査等の概要

上記の基本方針を踏まえ、本年度実施する監査等の概要は次のとおりとする。なお、詳細については別途、各監査等の実施計画の中で定める。

## (1) 監 査

### ア 定期監査

事務事業の合規性や妥当性を検証することを基本に、監査対象の一会計年度の財務事務の執行を一単位として実施する（「3 監査等の種類・期間等」の表を参照）。なお、令和4年度（2022年度）執行分から設けた重点監査事項については、引き続き令和6年度（2024年度）まで債権管理を対象とする。

また、最少の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても着目して監査を行う。

### イ 行政監査

特定事務事業又は共通事務事業を対象として、経済性、効率性、有効性を主眼としながら、必然性や代替性等についても着目して、監査対象を検討し監査を行う。

### ウ 工事監査

主要工事を対象として、設計、積算、施工等が適正に行われているかを主眼としながら、工事コストやライフサイクルコストの縮減、環境面への配慮、安全対策等についても着目して、必要に応じて監査を行う。

### エ 財政援助団体等監査

財政的援助（補助金等）及び出資（出えん金等）を行っている団体並びに公の施設の指定管理者を対象として、関係業務の合規性及び出納その他の財務事務の執行及び施設運営の適正性を主眼として監査を行う。

併せて、所管部等の当該団体等への指導監督の適正性についても着目して監査を行う。

## (2) 審 査

### ア 決算審査

一般会計及び各特別会計については、前年度の決算について、各会計の決算及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、効率性、健全性などについて、各監査や現金出納検査も活用し的確な審査を行う。

また、下水道事業会計については、前年度の決算について、経営成績及び財政状態に関する財務諸表の作成について、各原則の遵守及び決算報告書を含めた適正性について、現金出納検査も活用し的確な審査を行う。

### イ 財政健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかについて、決算審査に併せ審査を行う。

### (3) 検査

#### ア 現金出納検査

各会計の毎月の現金の出納について、毎月の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を行う。また、本検査を期末の決算審査に対する期中監査と位置づけ、現金の出納にとどまらず、収入・支出の状況や公営企業会計における検査においては、試算表による毎月の取引記録の監査、すなわち、取引が会計帳簿に適切に記録されているかの監査を行う。

### (4) その他

#### ア 住民監査請求監査等の要求監査

市民等の要求に基づいて、地方自治法及び関係法令等の定めるところにより監査を行う。

## 3 監査等の種類・期間等

監査等の種類、期間、公表等は次の表のとおりとする。

| 種類                   | 対象                        | 期間                               | 結果報告等・公表       |
|----------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------|
| 定期監査                 | 令和5年度(2023年度)執行分(前年度決定済)  | 令和5年(2023年)12月<br>～令和6年(2024年)3月 | 令和6年(2024年) 8月 |
|                      | 令和5年度(2023年度)執行分          | 令和6年(2024年)4月<br>～令和6年(2024年)8月  |                |
|                      | 令和6年度(2024年度)執行分          | 令和6年(2024年)12月<br>～令和7年(2025年)3月 | 令和7年(2025年) 8月 |
|                      | 令和6年度(2024年度)執行分(翌年度決定予定) | 令和7年(2025年)4月<br>～令和7年(2025年)8月  |                |
| 行政監査                 |                           | 令和5年(2023年)4月<br>～令和6年(2024年)12月 | 令和6年(2024年)12月 |
| 工事監査                 | 令和6年度(2024年度)執行中の工事       | 令和6年(2024年)4月<br>～令和7年(2025年)3月  | 随時             |
| 財政援助団体等監査            | 令和5年度(2023年度)執行分          | 令和6年(2024年)9月～12月                | 令和6年(2024年)12月 |
| 決算審査<br>(一般会計・各特別会計) | 令和5年度(2023年度)分            | 令和6年(2024年)7月～8月                 | 令和6年(2024年) 8月 |
| 決算審査<br>(下水道事業会計)    | 令和5年度(2023年度)分            | 令和6年(2024年)6月～8月                 | 令和6年(2024年) 8月 |
| 財政健全化判断比率等審査         | 令和5年度(2023年度)分            | 令和6年(2024年)7月～8月                 | 令和6年(2024年) 8月 |
| 現金出納検査               | 出納整理期間分                   | 令和6年(2024年)5月・7月                 | 毎月             |
|                      | 令和6年度(2024年度)出納分          | 令和6年(2024年)5月<br>～令和7年(2025年)4月  |                |
| 住民監査請求等の要求監査         |                           | 随時                               | 随時             |

#### 《補足事項》

- (1) 行政監査については、監査対象の検討及び調査に時間を要するため複数年により実施する。
- (2) 工事監査の報告及び公表については、実地調査の時期に合わせて行う。
- (3) 決算審査意見書は、市長に提出し、市長が決算書とともに市議会へ提出する。
- (4) 出納整理期間分（令和5年度(2023年度)のうち令和6年度(2024年度)4月及び5月出納分）については、一般会計及び各特別会計分のみが該当する。